

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年7月7日(木)午後4時00分～午後4時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員(14名)

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
4番	清水	智也
5番	水島	英樹
6番	水島	正起
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
9番	数家	善継
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二
12番	青木	靖浩
13番	大森	雅昭
14番	水野	仁士

4 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範  
事務局長代理 平坂 昌美  
事務局員 山崎 康治

5 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) その他

6 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、7月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、7月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により12番 青木 靖浩 委員、13番 大森 雅昭 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法4条・5条の規定による許可申請の件」次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めます。

令和4年7月7日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

5条1件です。

1番の議案について説明いたします。

譲渡人は、「入善町木根〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん」、譲受人は「朝日町南保〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇さん」です。

申請地は、朝日町南保字百田〇〇〇〇番〇外1筆、地目 田、面積312㎡です。

転用の目的は、駐車場新設用地です。

申請地につきましては、2ページをご覧ください。

南保地区越地内で、県道山崎・泊線沿いの西側で越町内の概ね中央に位置します。

県道を挟んで斜め向かいに越公民館があります。

〇〇〇〇にある公民館には駐車スペースが無く、地区住民が公民館を利用する際は、徒歩若しくは周辺の道路や私有地に駐車していましたが、住民の高齢化に伴い、以前にも増して車の利用希望が多くなり、町内会に対して公民館用の駐車場設置の要望が強くなりました。

また、災害時における避難場所が町内には無いため、申請地を災害時の避難場所としても利用できる駐車場を設置する計画をたてられました。

転用面積312㎡の土地利用につきましては、約20台の駐車スペース（1台あたり2.5m×5.0m）と、残り通行に必要な面積62㎡で妥当な面積と考えます。

なお、〇〇〇〇は、この不動産の取得に際し、朝日町長の認可を受けることにより法人格を取得されました。

「地縁による団体」と呼ばれ、〇〇〇〇の名義で不動産登記をすることができます。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」ことから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件、地目は田、2筆 312㎡

となります。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

大森雅昭委員、何かご意見はございますか。

大森雅昭委員 　申請地については、県道沿いで住宅地にあり、以前から、草が生い茂っていたところであります。

また、田んぼとしても活用しづらいところでもあったことから、現状からすれば、駐車場用地として転用しても、支障はないものと考えております。

会 長 　議案第1号の1番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議は、ありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 　次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 　それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、7ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定について」、次のとおり、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものみの構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は5件となり、

田：5筆：3，276.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、5件、3，276.00㎡、うち、再設定を含む申請が、1件、580.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各5件、3，276.00㎡のうち、借り手は全て公社

になっております。

町外の貸し手は、3件、2,540.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、9ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は5件となり、

田：5筆：3,276.00㎡となっております。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、5件、3,276.00㎡、うち、再設定を含む申請が、1件、580.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各5件、3,276.00㎡のうち、貸し手は全て公社になっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。

事 務 局 　次回開催日について…8月5日（金）15：30～

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 　それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして7月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和4年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員